

# 春秋學特殊用語集三編 (一)

A Glossary of Technical Terms for ch'un-ch'iu Hsueh (春秋学) III - 1

岩本 憲司

Kenji Iwamoto

## 【念母】

莊公元年「三月夫人孫于齊」の公羊傳文に「夫人固在齊矣 其言孫于齊何 念母也 正月以存君 念母以首事」とあり、何注に「禮 練祭取法存君 夫人當首祭事 時莊公練祭 念母而迎之 當書迎 反書孫者明不宜也」とある。この何注について、俞樾『羣經平議』へ春秋公羊傳に「樾謹按 何氏此解甚爲違失 傳言正月以存君 不言練祭以存君 乃曰練祭取法存君 一失也 練祭莊公主之 非夫人主之 乃曰夫人當首祭事 二失也 經明書孫于齊 傳亦但言念母 不言迎母 乃曰念母而迎之 三失也 然則此傳當作何解 曰接練時錄母之變 此穀梁傳之說 公羊無此說也 莊公一篇 先書元年春王正月 繼書三月夫人孫于齊 其書元年

春王正月者 明國有君也 所謂正月以存君也 其書三月夫人孫于齊者 明君有母也 春秋記載莊公三十二年之事 以此爲首 蓋推莊公之心無有更先于此者也 所謂念母以首事也 是時夫人固在齊 而曰孫于齊者 猶曰夫人在齊云爾 亦猶公在乾侯之比 紀其實也 春秋雖託文見義 然先世事實豈容以意變亂 若使夫人實於此時迎歸 而反書曰孫于齊 是則記載失實甚矣 何以爲春秋乎 必於三月書之者 是年三月以前無事 其下始書夏單伯逆王姬 故欲書單伯逆王姬而先書夫人孫于齊 正所謂念母以首事矣」「私が考えまするに、何氏のこの解釋はひどくまちがっている。傳は「正月以存君」と言い、「練祭以存君」とは言っていないのに、練

祭取法存君」といつているのが、第一のまちがいである。練祭は莊公がつかさどるものであり、夫人がつかさどるものではないのに、「夫人當首祭事」といつているのが、第二のまちがいである。經ははっきり「孫于齊」と書き、傳もただ「念母」と言っているだけで、「迎母」とは言っていないのに、「念母而迎之」といつているのが、第三のまちがいである。それならば、この傳はどのように解するべきなのか。「接練時録母之變」というのは、穀梁傳の説であり、公羊にこの説はない。莊公の一篇は、まず「元年春王正月」と書き、ついで「三月夫人孫于齊」と書いている。「元年春王正月」と書いているのは、國に君がいることを明らかにしたのであり、これが「正月以存君」ということである。「三月夫人孫于齊」と書いているのは、君に母がいることを明らかにしたのである。「春秋」は、莊公三十二年間の事を記載するのに、この記事を首（はじめ）としている。おそらく、莊公の気持ちとしては、この事より優先するものはあり得ないはずである」と推しはかったのであり、これが「念母以首事」ということである。この時、夫人はそもそも齊にいたのに、「孫于齊」というのは、「夫人在齊」というようなものであり、「公在乾侯」〔昭公三十・三十一・三十二年〕と同類であって、事實を記したのである。

《春秋》は、文に假託して義を示すものだが、先世の事實を勝手に改變することは認められていない。もしかりに、（何氏の言うように）夫人はこの時、實際に迎えられて歸り、それを逆に「孫于齊」と書いたのだとすれば、記載が事實と全く違うことになる。（これでは）どうして、《春秋》と言えようか。他ではなく、三月のところに書かれているのは、こ

の年は三月以前に事件がなく、その下に始めて「夏單伯逆王姬」と書かれているからである。「もし、三月以前に事件があれば、その事件のさらに前に書かれるはず、ということ」。つまり、「單伯逆王姬」を書きたいから、先「直前」に「夫人孫于齊」を書いたのであり、これがまさしく「念母以首事」ということである」とある。兪樾のこの批判は、細かい点では、ピントがはずれているところもあるが、大筋では当たっている。

つまり、傳の「事」は、何休のように祭事と解するべきではなく、《春秋》の記事と解するべきである、ということである。このことは、「正月以存君」と「念母以首事」とを、對としてとらえ、句作りを考えてみることもからもわかる。というのも、「正月」によって「存君」し、「念母」によって「首事」するのだとすれば、母は決して「首事」の主語たり得ない、からである。「もちろん、「存君」と「首事」の主語は、いずれも孔子《春秋》である」。かくて、傳文は「夫人はもとともと齊にいたのに、「孫于齊」と言うのはなぜか。母を思ったからである。「正月」(を書くこと)によって君の存在を明らかにし、母を思ったこと(を書くこと)によって記事をはじめたのである」と普通に讀むのが正解である。ところで、莊公元年の左氏傳文「元年春不稱即位 文姜出故也」の杜注に「文姜與桓俱行 而桓爲齊所殺 故不敢還 莊公父弑母出 故不忍行即位之禮 據文姜未還 故傳稱文姜出也 姜於是感公意而還 不書 不告廟」とあり、孔疏に「公羊傳曰 夫人固在齊矣 其言孫于齊何 念母也 正月以存君 念母以首事 穀梁傳曰 接練時録母之變 始人之也 其意言文姜往年如齊 至此年三月猶尚不反 三月練祭 念及其母 乃書其出奔 非

三月始從魯去也 左氏先儒皆用此說」とある。この孔疏によると、左氏の先儒たちは、公羊傳と穀梁傳とを合成したような説をとっていたようだが、彼らは、そして孔疏は、件の公羊傳文を果してどのように読んでいたのだろうか。本邦の加賀榮治氏は、この疏を「公羊傳に曰わく、「夫人は固より齊に在るに、其の『齊に孫る』』と云うは、何ぞ。母を念えばなり。正月に以て君を存し、『練祭に』母の以て事に首たるを念うなり（練祭は、夫人が祭事に首となるべきもの―何休注）」と。穀梁傳に曰わく、「練の時にあたりて母の變を録するは、これをおもえばなり」と。其の意の言うところは、文姜はさきの年に齊にゆき、此の年の三月に至るも、猶お尚お反らず。三月は練祭なり。念い其の母にいたり、乃ち其の出奔を書す。三月始めて魯より去るには非ざるなり。左氏先儒は、皆な此の説を用う」（『中國古典解釋史・魏晉篇・』勁草書房、四七九頁）と訓讀している。この訓讀によると、左氏の先儒たちは、そして孔疏は、いづれもみな、何休と同じ讀み方をしている、ということになる（おそらく、加賀氏自身には、このような問題意識はなく、單に、何休に據ればこう讀める、というだけのことなのであるが）。そこで、『詩』齊風〈南山〉の序疏を見ると、「何休及賈逵服虔皆以爲桓公之薨 至是年三月 暮而小祥 公憂思少殺 念及於母 以其罪重 不可以反之 故書遜于齊耳 其實先在於齊 本未歸也（中略）服虔云 蓋魯桓公之喪從齊來 以文姜爲二年始來」とあって、先程の左氏疏と、内容はほぼ同じだが、今度は、「何休」「賈逵」「服虔」と、固有名が擧げられており、これによると、左氏の先儒たち（つまり、賈逵と服虔）と何休とは解釋が同じであつ

た、ということになる。問題は、何の解釋が同じなのか、ということである。そこで、孔疏のテーマ自體を考えてみると、それは、左氏傳に關する先儒の説と杜預の説との違いを明らかにすることである（左氏疏の「左氏先儒皆用此說」の下には「杜不然者」とつづく）。つまり、先儒が「この時、夫人はもどつていない」とするのに對して、杜預は「この時、夫人は一度もどつた」（杜注を参照）としており、この「この時、夫人はもどつていない」という先儒の解釋が、何休と同じである、ということなのである。だから、孔疏は、公羊傳文の解釋が、何休と賈逵・服虔とで同じである、と言っているわけではない（「夫人固在齊矣」とあるから、解釋の如何にかかわらず、公羊傳文では、最初から「この時、夫人はもどつていない」のである。疏が公羊傳文を引いている所以である）。それに、賈逵は何休より前である。何休が賈逵の説によつて公羊傳を解釋した、とでも言うのだろうか（「ちなみに、何休序に「至使賈逵緣隙奮筆以爲公羊可奪左氏可興」とある）。それよりも、「夫人當首祭事」という特異な解釋は、あくまで何休のオリジナルであり、賈逵は、そして、おそらく服虔も、公羊傳文「念母以首事」を普通に讀んでいた、と想像する方がはるかに自然であろう。その意味で、先程の加賀氏の「〔練祭に〕母の以て事に首たるを念うなり」という訓讀は、「母を念うを以て事の首となす」とでも直した方がよいのではあるまいか（ただし、孔疏がどのように讀んでいたかは、實のところ、よくわからない。趣旨と關わりのない部分だから、軽く讀み流されていたかも知れない）。なお、加賀榮治氏の『中國古典解釋史・魏晉篇・』は、經學に關する數少ない貴

重なる専者の一つであるが、春秋學については、その第四章「杜預の春秋解釋の方法・態度」に、傳・注等の多數の文が訓讀の形で載せられていて、加賀氏の読み方がほぼわかる。そのうち、筆者が疑問に思うものを、以下にいくつか指摘することにする。まず、隱公五年「螟」の公羊傳文「何以書 記災也」の何注に「灾者 有害於人物 隨事而至者 先是隱公張百金之魚 設苛令急法 以禁民之所致」とあるのを、加賀氏は「災とは、人を害うこと有りて、物の・事に隨いて至る者なり。是れより先、隱公は、百金の魚を張ることを爲し、苛令急法を設けて、以て民の致す所を禁ずればなり」（四一九頁）と訓讀しているが、ここは、災とは、人や物に害があり、事に隨つてやつて來るものである。これより先に、隱公が百金の魚を網でとり、苛酷な法令を設けて民を禁制した、ことが招いた結果である」と讀まなければならない。というのも、隱公三年「春王二月己巳日有食之」の公羊傳文「何以書 記異也」の何注に「異者 非常可怪 先事而至者」とあつて、「隨事而至者」は、この「先事而至者」と對照して讀むべきだからである（なお、「所致」の意味については、別に【所致】の項目を立てて、詳述している）。次に、桓公五年「大雩」の公羊傳文「何以書 記災也」の何注に「早者 政教不施之應 先是桓公無王行 比爲天子所聘 得志益驕 去國遠狩 大城祝丘 故致此早」とあるのを、加賀氏は「早は、政教施さざるの應なり。是れより先、桓公は王行無く、天子の聘する所と爲るに比「およ」び、志を得て益ます驕り、國を去つて遠く狩し、大いに祝丘に城く。故に此の早を致す」（四二〇頁）と訓讀しているが、ここは「早は、政教がおこなわれなかつたこと

の應徴である。これより先、桓公は、王を無視して行動したのに、あいついで天子に聘問されたため、得意になつてますます驕り、遠く國（都）を離れて狩をし、大いに祝丘に城いたから、この早を招いたのである」と讀まなければならない。というのも、「桓公は王行無く」では、意味不明だからである。また、「比」（しきりに）については、四年に「夏天王使宰渠伯糾來聘」とあり、この年に「天王使仍叔之子來聘」とある、からである（なお、「桓公無王行」については、【無王】の項目を参照）。次に、文公九年「秦人來歸僖公成風之櫜」の穀梁傳文「秦人弗夫人也 即外之弗夫人而見正焉」の范注に「見不以妾爲妻之正」とあるのを、加賀氏は「妾を以て妻の正と爲さざるを見ず」（四一二頁）と訓讀しているが、ここは、もちろん、「妾を妻としない」という正（道）をあらわしたのである」と讀まなければならない（なお、僖公九年「九月戊辰諸侯盟于葵丘」の穀梁傳文に「毋以妾爲妻」とある）。次に、隱公元年の左氏傳文「元年春王周正月 不書即位 攝也」の孔疏に「舊說賈服之徒以爲四公皆實即位 孔子脩經 乃有不書 故杜詳辨之釋例曰（中略）隱莊閔僖雖居君位 皆有故而不得即位之禮 或讓而不爲 或痛而不忍 或亂而不得 禮廢事異 國史固無所書 非行其禮而不書於文也」とあるのを、加賀氏は「舊說、賈・服の徒は以爲えらく、「四公は、皆な實に即位するも、孔子の・經を脩せしとき、乃ち書さざる有り」と。故に、杜は詳らかにこれを『釋例』に辨じて曰わく（中略）隱・莊・閔・僖は、君の位に居ると雖も、皆な故有りて即位の禮を脩めず、或いは讓りて爲さず（＝隱公）、或いは痛みて忍びず（＝莊公）、或いは亂れて「爲すを」得ず（＝

閔公・僖公）、禮廢せられ事異なれり。國の史は固より書すべき所無し。其の禮を行なうに非ざれば、而（すなわ）ち文に書さざるなり」（三九六・三九七頁）と訓讀している。この訓讀については、「禮廢せられ事異なれり」を「禮が廢せられた事情は（それぞれ）異なるが」と讀み直せば、他に問題はないかのように見えるかも知れないが、實は「其の禮を行なうに非ざれば、而（すなわ）ち文に書さざるなり」がおかしいのである。というのも、杜預の自説の主張は、その前で終わっており、こゝは、舊説への批判だからである。つまり、「（實際には）即位の禮を行なっていないながら、文には書かなかつた、というわけではない」と讀まなければならない、ということである。最後に、莊公十七年「夏齊人殲于遂」の穀梁傳文に「殲者 盡也 然則何爲不言遂人盡齊人也 無遂之辭也」とあるのを、加賀氏は「殲は、盡くるなり。然らば則ち、何爲れぞ「遂人、齊人を盡くす」と言わざるや。遂無きの辭（遂を主にしないことばづかい）なり」（四〇五頁）と訓讀している。こゝは、訓讀自體が問題なのではなくて、「無遂之辭」に關する「遂を主にしないことばづかい」という説明がおかしいのである。というのも、一般に、傳文に類見する「辭」の中身（の部分）は、表記ではなくて内容を言っているものだからである（例えば、文公八年「宋人殺其大夫司馬」の穀梁傳文に「司馬 官也 其以官稱 無君之辭也」とあるのは、「君がいない（も同然）という表現」という意味である。なお、【起文】の項目を参照）。つまり、こゝの「無遂之辭」は「遂」という國（もはや）存在しない、という表現」と説明しなければならぬ、ということである。以上、い

ずれもみな、加賀氏の論旨とは關わりのない細かい點だが、古典の正確な讀解を旨とする筆者としては、どうしても氣になってしまうので、この場をかりて、指摘した次第である。

### 【代行】

成公二年の左氏傳文「郤克將中軍 士燮將上軍」（阮刻本）の杜注に「范文子代荀庚」。「范文子（士燮）が荀庚に代わったのである」とあり、校勘記に「石經宋本淳熙本岳本足利本作佐 是也 案四年傳尚云士燮佐上軍 至十三年傳始云士燮將上軍 此時不得爲將明矣」。「石經・宋本・淳熙本・岳本・足利本は「將」を「佐」に作っている。これが正しい。考えるに、四年の傳ではまだ「士燮佐上軍」と言っており、十三年の傳になつて始めて「士燮將上軍」と言っているから、この時には明らかに將ではあり得ない」とある。この阮校はとても合理的であり、ほぼ定説化しているが、異説が全くないわけではない。安井衡『左傳輯釋』に「衡案 下文士燮對晉侯曰 庚所命也 克之制也 注云 荀庚將上軍 時不出 范文子上軍佐 代行 故稱帥以讓 則此注代荀庚 亦謂代行 杜既言代行 則其所據本作將上軍 若作佐 士燮本職 杜何言代也 釋文正義 亦不言有異文 則唐以前無作佐上軍者 蓋荀庚不出 士燮攝將以行 故言將耳 文七年令狐之役 上軍之將箕鄭居守 荀林父以佐率上軍 傳云 荀林父佐上軍 不言將 則佐獨率其軍 亦有不攝將者 蓋石經據下文庚所命也 及文七年傳 改將爲佐 而諸本沿之耳 精究文義 石經似長 但讀書之法 疑以傳疑 此當依杜舊本爲正」。「私が考えるに、下文で、

士燮が晉侯に答えて「荀庚の命令と卻克の指揮によるものです」と言い、注に「荀庚が上軍の將であったが、この時、出動せず、范文子〔士燮〕は、上軍の佐の身で、代わりに行ったから、(本来の)將帥(の名)を稱して、謙讓したのである」とある。とすれば、この注の「代荀庚」もまた、「代わりに行った」という意味である。杜預が「代わりに行った」と言っている以上、彼の據った本は「將上軍」に作っていたはずである。もし、「佐」に作っていたとすれば、士燮の本職であるから、杜預は「代」と言うわけがない。〈釋文〉や〈正義〉も、異文の存在を言っていないから、唐以前には「將上軍」に作るものは無かったのである。おそらく、荀庚は出動せず、士燮が將の代理で行ったから、「將」と言っているのであろう。(なお)文公七年の令狐の戦役では、上軍の將の箕鄭が留守をまもり、荀林父が佐の身で上軍をひきいたが、傳には「荀林父佐上軍」とあって、「將」とは言っていない。とすれば、佐だけがその軍をひきいたのであり、(このように、佐の身分のままで行き、必ずしも)將の代理とはならない場合もあるのである。おそらく、石經は、下文の「庚所命也」及び文公七年の傳に據って、「將」を「佐」に改め、諸本がそれに従ったのであろう。文義をよく考えてみれば、石經の方がまさっているかも知れないが、讀書の法は、「疑のままに疑を伝える」〔桓公五年・莊公七年穀梁傳文〕ものだから、ここは杜預の舊本に依るのが正しいのである」とあるのが、これである。しかし、残念ながら、この貴重な異説は、以下に述べる二つの理由から、成立し難い。一つは、安井氏は正直にも、文公七年のケースを擧げているが、このケースは、實は、自説への反證

となっている、からである。というのも、このケースからわかるのは、軍職に関する左氏傳文の表記は事情によらず本職をもつてするということであり、だとすれば、士燮のケースも本職をもつて「士燮佐上軍」と書くべきであるということになる、からである。二つは、安井氏は杜注を誤解している、からである。杜注の「范文子代荀庚」の「代」は、安井氏の言うような代理の意味ではなく、實は、交代(代替わり)の意味である。これは、すぐ下の傳文「欒書將下軍」の杜注に「代趙朔」とあることからもおおよそ察しがつくが、もつとはっきり分かる例がある。宣公十二年の左氏傳文「夏六月晉師救鄭 荀林父將中軍」の杜注に「代卻缺」とあり、つづく傳文「先穀佐之」の杜注に「彘季代林父」とあり、つづく傳文「士會將上軍」の杜注に「河曲之役 卻缺將上軍 宣八年代趙盾爲政 將中軍 士會代將上軍」とあり、つづく傳文「卻克佐之」の杜注に「卻缺之子代與駢」とあり、つづく傳文「趙朔將下軍」の杜注に「代欒盾」とあり、つづく傳文「欒書佐之」の杜注に「欒盾之子代趙朔」とあり、また、成公十三年の左氏傳文「晉欒書將中軍 荀庚佐之」の杜注に「庚代荀首」とあり、つづく傳文「士燮將上軍」の杜注に「代荀庚」とあり、つづく傳文「卻錡佐之」の杜注に「代士燮」とあり、つづく傳文「韓厥將下軍」の杜注に「代卻錡」とあり、つづく傳文「荀躒佐之」の杜注に「代趙同」とあり、つづく傳文「趙旃將新軍」の杜注に「代韓厥」とあり、つづく傳文「卻至佐之」の杜注に「代趙括」とあるのが、これである。將・佐が全て代理であるとも言うのであろうか〔ちなみに、安井氏がたよりとする〈正義〉に於いても、「不知誰代卻克佐上軍」

とあり、また、「郤克遷而荀首代」とあり、また、「代郤克佐上軍」とあるように、「代」は交代の意味で使われている。要するに、下文の杜注「荀庚將上軍 時不出 范文子上軍佐 代行 故稱帥以讓」にもとづいて、杜預の本は「將上軍」に作っていたとする、安井氏の論理は、全く成立しない、ということである。「范文子上軍佐」と明言しているのだから、この注にもとづけば、むしろ、杜預の本は「佐上軍」に作っていたと推論するのが自然であろう（ちなみに、劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』には「三年傳荀庚來聘 傳稱中行伯之於晉也 其位在三 杜彼注云 下卿 杜意以此時荀庚由上軍佐爲上軍將 故云士變代荀庚 則杜本字亦作佐矣」とある）。そうなれば、安井氏の文末の「精究文義 石經似長 但讀書之法 疑以傳疑 此當依杜舊本爲正」という奇妙な言い方も必要になるのである。さて、杜注にもとづけば、そして、近代の合理性によれば、確かに、「佐上軍」に作るべきなのであるが、阮刻本は「將上軍」に作っており、しかも、〈正義〉に「故疑林父卒後 荀庚即佐上軍 士會老後 荀庚轉將上軍 故杜以爲士變代荀庚也」（ちなみに、宋慶元經注疏本及び景鈔正宗寺單疏本も同文）とある。この〈正義〉が言っているのは、〃士變が、上軍の將である荀庚に代わった〃ということであり、だとすれば、〃士變は上軍の將となった〃わけである。つまり、〈正義〉が據った本は「士變將上軍」に作っていた、ということである（だから、當然、杜注もそれに合わせて読んでいた）。したがって、書物の形式的整合性という観点からすれば、經注疏本に於いては、「將上軍」に作っておかなければならないのである。最後に、杜預以前の状況を考えたいのだ

が、残念ながら、参考となる資料がほとんどない。わずかに、『史記』齊世家に「晉使郤克以車八百乘爲中軍將 士變將上軍 欒書將下軍 以救魯衛 伐齊」とあって、「將上軍」に作っているが、これだけでは何とも言えない。

### 【請之也】

成公九年「春王正月杞伯來逆叔姬之喪以歸」の公羊傳文に「杞伯曷爲來逆叔姬之喪以歸 內辭也 脅而歸之也」とあり、穀梁傳文に「傳曰 夫無逆出妻之喪而爲之也」とあり、後者の疏に「公羊以爲脅脅杞 使逆其喪 左氏以爲魯人請之 故杞伯來逆 此傳不說歸之所由 要叔姬免犯七出之愆 反歸父母之國 恩以絕矣 杞伯今復逆出妻之喪 而違禮傷教 言其不合爲而爲之 是以書而記之以見非 傳曰夫無逆出妻之喪爲之 言其不合爲而爲之也 徐邈云 爲猶葬也 言夫無逆出妻之喪而葬 理亦通矣 但范不訓爲爲葬也」とある。ここの穀梁傳文には范注がないので、疏は獨自に解釋しているわけだが、その大意は〃ここの傳文は「夫は、離縁した妻の喪（なきがら）を迎えてはならないのに、それをした」という意味である。徐邈は〈爲は葬と同じである〉と言っており、（これによれば）「夫は、離縁した妻の喪（なきがら）を迎えて葬ってはならない」という意味になる。理としてこれでも通じるが、范甯は爲を葬と訓じてはいない」ということである。今、この疏について、兪樾『羣經平議』〈春秋穀梁傳〉に「樾謹按 徐云 爲猶葬也 乃自言其事耳 訓詰家自有此例 非訓爲爲葬也 爲當訓治 經傳中爲訓治者不可勝舉 宣十一年

傳不使夷狄爲中國也 爲亦治也 説已見前矣 既出之妻義與夫絶 不當更治其喪 故曰 夫無逆出妻之喪而爲之也 爲之即治之也「私が考えまするに、徐邈が「爲猶葬也」と言うのは、實は事柄を指して言っているのである。訓詁家にはよくこのような例があるのであって、「爲」を「葬」と訓じているわけではない。「爲」は「治」と訓ずべきであり、經傳中で「爲」を「治」と訓ずるものは、擧げきれないほどある。(例えば)宣公十一年の傳文「不使夷狄爲中國也」の「爲」もまた「治」であり、説明は前に示した。離縁した妻は、義として夫と斷絶しており、もはやその喪「なきがら」を治めるべきではない。だから、夫は、離縁した妻の喪「なきがら」を迎えて治めてはならない」と言っているのである。「爲之」は「治之」に他ならない」とある。つまり、兪樾は徐邈の説を是としているわけである。疏は一應「理亦通矣」と言つてはいるが、果して、疏の原案と徐邈の説とは、どちらが正しいのか。それを考える前に、兩者の違いをはつきりさせておくと、前者は、傳文を「當爲を述べたうえで、事實を説明したもの」と解釋しているのに對して、後者は、傳文を「單に當爲を述べたもの」と解釋しているのである。決定的な證據があるわけではないが、筆者は、單に當爲を述べただけでは、經を説明する傳の一般的性格として、舌足らずではないか、と考える。したがって、疏の原案の方を是としたいのだが、非禮を自主的に敢行するわけがない。そこでようやく、公羊傳文との関係が見えてくる。つまり、魯に脅迫されて仕方なく迎えたのである。これを要するに、穀梁傳文の背後には公羊傳文がある、言い換えれば、穀梁傳文は公羊傳文の影響をうけている、

ということである(なお、拙譯『春秋穀梁傳范甯集解』(汲古書院、三七六頁)では、深く考えもせず、兪樾説を採用し、夫は、離縁した妻の喪「なきがら」をむかえとつて治める(「葬る)ようなことはしない」と譯してしまっている。この場をかりて、お詫びし、訂正したい)。ところで、疏の出だしのところに「左氏以爲魯人請之、故杞伯來逆」とあつた。これは、左氏傳文に「春杞桓公來逆叔姬之喪 請之也」とあり、杜注に「叔姬已絶於杞 魯復強請杞 使還取葬」とあるのにもつづくものである(なお、つづく左氏傳文に「杞叔姬卒 爲杞故也」とあり、杜注に「還爲杞婦 故卒稱杞」とあり、つづく左氏傳文に「逆叔姬 爲我也」とあり、杜注に「既弃而復逆其喪 明爲魯故」とある)。そこで、話を左氏に轉ずると、問題は、左氏傳文には、ただ「請之也」とだけあつて、主語が示されていない、ということである。果して、主語は、杜預がいうように、魯でよいのか。早速ながら、異説がある。安井衡『左傳輯釋』に「衡案 請之也 杞伯請之 杞叔姬卒 八年經文也 逆叔姬 此年經文也 二經書法 皆因杞伯請之而生 故傳並舉而釋之 言杞伯雖絶叔姬之昏 然卒則請而葬之 是其意在欲全鄰好以安其民 安民禮也 故經嘉之 爲杞故 書杞叔姬卒也 魯侯若怒杞伯離昏 不許其請 杞伯雖欲逆叔姬之喪 而不可得焉 今魯侯寬以待之 即許其請 使杞伯得逆叔姬而葬之 終能全鄰好 其志亦在安民 故經嘉之 爲魯故 書逆叔姬也 杜不知傳舉經文而釋之 解爲我也 爲杞伯爲魯逆叔姬 遂解上文請之也 爲魯強請杞 夫婦妹死 己不能葬 乃強請於離昏之人 逆其喪以葬之 雖廝養走卒 亦不肯爲之 假令魯君臣至愚極陋 亦必不爲之 何其不思

之甚也」(私が考えるに、「請之也」とは、杞伯が請うたのである。「杞姫卒」は、八年の經文であり、「逆叔姫」は、この年の經文である。二つの經文の書法は、いずれもみな、杞伯が請うたことよって生じているから、傳は並舉して解釋しているのであり、杞伯は、叔姫との婚姻關係を絶つたけれども、死亡にあたり、請うて葬った」という意味である。

つまり、鄰國との友好を全うして、自國の民を安んじようとした、ということであり、民を安んずるのは禮になつていいるから、經はこれをほめ、杞のために、「杞叔姫卒」と書いたのである。魯侯がもし杞伯の離婚に腹を立て、その請願を聞き入れなければ、杞伯は、叔姫の喪〔なきがら〕を迎えようとしても、出来なかつたはずで、今このように魯侯が寛大な態度で接し、すぐにもその請願を聞き入れて、杞伯が叔姫を迎えて葬ることが出来るようにさせたからこそ、鄰國との友好を全うできたのである。(つまり)魯侯もまた民を安んじようとしたから、經はこれをほめ、魯のために、「逆叔姫」と書いたのである。杜預は、傳が經文を擧げて解釋していることに氣づかず、「爲我也」を、杞伯が魯のために叔姫を迎えた」と解し、その流れで、上文の「請之也」を、魯が杞に無理強いした」と解している。そもそも、姉妹が死んだのに、自分では葬れず、離婚した先方に無理強いし、その喪〔なきがら〕を迎えて葬らせるなどというのは、卑しいものでもないことである。かりに魯の君臣がきわめておろかだつたとしても、絶対にするはずがない。何と思慮の足りない解釋であることか」とあるのが、これである。確かに、安井氏の言うとおり、「爲我也」の杜注はおかしいが、それは、「請之也」の主語を魯

としたこと自體によるのではなくて、上の傳文「請之也」と下の傳文「杞叔姫卒 爲杞故也」及び「逆叔姫 爲我也」とを安易に結びつけたことによるのである。下の傳文の意味については、後で述べるが、兩者は本來、切り離して、別々に考えるべきものである。その點で、實は、安井氏も杜預と同じ誤りを犯しているのである。したがって、二つの説の優劣は、上の傳文「請之也」の解釋だけで決めなければならない。そうすると、自ずと軍配は杜預の方になるであろう。というのも、安井氏が、「鄰好」とか「安民」とかいう新概念を導入しての臆測であるのに對して、杜預のは、公羊傳文に明確な根據がある、からである。要するに、「請之也」の主語は、やはり魯でよいのである。楊伯峻『春秋左傳注』に「穀梁傳謂夫無逆出妻之喪而爲之也 公羊傳謂杞桓公來逆叔姫之喪蓋爲魯所脅迫 左傳則云因魯之請 是三傳同義」とある所以である〔なお、細かいことを言うと、左氏の「請」は、必ずしも公羊のような強請ではなく、あるいは請願かも知れないが、それは本質的問題ではない。問題はあくまで、誰が主語かということである。さて、最後に残つた問題は、下の傳文「杞叔姫卒 爲杞故也」及び「逆叔姫 爲我也」をどう讀むかということである。今し方あげた楊伯峻『春秋左傳注』を見ると、前者について「叔姫之死 由于爲杞所棄絶」とあり、後者について「杞之來逆喪 由我之請」とある。これを、先程の安井氏と比較すると、安井氏が書法を述べたものと解しているのに對して、楊氏は事實を述べたものと解している、という違いがある〔もちろん、「請之也」の主語の解釋も異なる。なお、誤つて上の傳文「請之也」と結びつけている點では

同じである。そこで、先に解決すべきは、この傳文は書法を述べたものなのか、あるいは、事實を述べたものなのか、ということだが、これは案外簡單で、書法を述べたものとする安井氏の方が正しい。というのも、「逆叔姫 爲我也」が事實を述べたものだとすると、上の「春杞桓公來逆叔姫之喪 請之也」と重複する、からである(つまり、事實の説明は、「請之也」で終わっている、ということである)。しかしながら、安井氏が正しいのはここまでである。というのも、実は安井氏は、この傳文を、單に書法自體を説明したものとするに止めず、そのような書法をとっている理由を説明したものとしている、からである。理由を探そうとしたからこそ、上の傳文「請之也」と結びつけたわけだが、理由は結局のところよくわからないのである。安井氏は、杞も魯も民を安んじたから、經はこれをほめ、杞のために「杞叔姫卒」と書き、魯のために「逆叔姫」と書いた、と言うが、「卒」と「逆」とは同等の記事だから、「卒」のところで杞をほめ、「逆」のところで魯をほめるべき必然性はなく、反対であつてもかまわないはずなのである。要するに、安井氏の失敗は、理由がわからないところにむりに理由をつけようとしたことにある、ということである。かくて、筆者は、理由がわからないということも、そもそも理由が書かれていない、ということである、と考える。つまり、この傳文は、單に書法自體を説明したものなのである。この意味で、小倉芳彦氏の『春秋左氏傳』が「杞ノ叔姫、卒ス」とあるのは、杞國の夫人として扱ったのであり、「叔姫ヲ逆フ」とあるのは、魯の女として扱ったのである。(『岩波文庫(中)六六頁』と譯しているのは、極め

て正確である(ただし、残念なことに、小倉氏は、上の傳文を「杞伯の方から」要請したのである」と譯している)。なお、このついでに『釋文』を見ると、「杞叔姫卒 爲杞故也」について「爲 于僞反」とあり、「逆叔姫 爲我也」については、音はなく、ただ「逆叔姫絶句 爲我也本或無爲字」とある。つまり、前の「爲杞故也」の「爲」は特別に「タメ」と読み、後の「爲我也」の「爲」は普通に「タリ」あるいは「ナス」と読む、というのである(ちなみに、竹添氏自身の読みではないが、漢文大系本『左氏會箋』では、「杞ノタメノ故也」「我タレバ也」と、律儀に訓讀している)。これまでの考察によれば、「爲杞故也」と「爲我也」とは、對として統一的に讀むべきであるから、兩者で、音が、つまり義が異なるのは奇妙である。前者には「故」の字があるから、ついこれにひきずられたのかも知れないが、筆者としては、兩者ともに、「ナス」と讀むべきであると考え、「ちなみに、「ナス」とは、小倉氏の譯文の「として扱った」に相當する。そして、「として扱った」理由は書かれていないのである。

### 【爲夷故也】

襄公十六年「叔老會鄭伯晉荀偃衛甯殖宋人伐許」の杜注に「荀偃主兵當序鄭上方示叔老可以會鄭伯 故荀偃在下」(荀偃は、兵に主となったから、(普通なら)鄭の上にならべられるはずであるが、(今ここでは、特に)叔老が鄭伯と(對等に)會合できることを示そうとしたから、荀偃が下におかれているのである)とあり、その左氏傳文「齊子帥師會晉

荀偃 書曰會鄭伯 爲夷故也」の杜注に「夷 平也 春秋於魯事 所記不與外事同者 客主之言 所以爲文固當異也 魯卿每會公侯 春秋無譏 故於此示例 不先書主兵之荀偃 而書後至之鄭伯 時皆諸侯大夫 義取皆平 故得會鄭伯」「夷」は、平である。魯の事について、《春秋》の記録が、他國の事と同じでないのは、客と主について言うのであるから、表現が異なっていて當然なのである。魯の卿が公侯と會した場合（も、他國とは異なつて）、いつも、《春秋》に譏りがない「可否が明らかにされていない」。だから、ここで（特に）例を示したのである。（つまり）兵に主となつた荀偃を先に書かず、おかれてやつて來た鄭伯を（先に）書いているのは、この時（參加者が）いずれもみな諸侯の大夫「卿」だったので、いづれもみな（鄭伯と）平「對等」だから鄭伯と會合できる」という點に意義を取つた（という意義を示した）のである」とある。ところで、今、筆者の手許に、この左氏傳文「書曰會鄭伯 爲夷故也」の現代日本語譯が三種ある。これらを見ると、竹内照夫氏は「經に、鄭伯（以下）と會合しとあるのは、荀偃を諸侯と同格に扱わないためである」（平凡社、二五四頁）と譯し、内藤戊申氏は「經文に「叔老、鄭伯・晉ノ荀偃……ニ會ス」とあるのは、「國君と大夫の」序列をつけたのである」（筑摩書房、二二〇頁）と譯し、小倉芳彦氏は「經文に「叔老、鄭伯・晉ノ荀偃……ニ會ス」とあるのは、「國君と大夫の」序列をつけたのである」（岩波文庫、中二二九頁）と譯していて、いずれもみな、杜注に従っていない「内藤氏の「諸侯と同列に書いた」だけは杜注に近いが、そのすぐ上の「魯の卿は格が高いから」は、杜預も言っていない、

場違いの解釋である。従うものがないのは、杜注が奇妙だからであつて、直接的な批判として、まず、安井衡『左傳輯釋』に「衡案 傳釋此經曰 齊子帥師會晉荀偃 書曰會鄭伯 爲夷故也 夷 等也 儕也 言叔老會荀偃 而書曰會鄭伯者 以荀偃與叔老等夷 故書曰會鄭伯也 是經書會鄭伯 貴之耳 非示叔老可以會鄭伯也」「私が考えるに、傳は、この經を釋して、「齊子帥師會晉荀偃 書曰會鄭伯 爲夷故也」と言っている。「夷」は、等であり、儕である。叔老は荀偃と會したのに、「會鄭伯」と書いているのは、荀偃が叔老と同等だから、「會鄭伯」と書いたのである、という意味である。つまり、經が「會鄭伯」と書いているのは、鄭伯を貴んだからであつて、叔老が鄭伯と會せることを示したわけではない」とあり、また、「衡案 諸侯之卿會公侯 貶稱人 但魯卿不當書魯人 故書其名 非經無譏 無辭可以寓也 卿得會伯子男 特會之無罪耳 非謂與伯子男平等也」「私が考えるに、諸侯の卿が公侯と會した場合は、貶して「人」と稱する。ただ、魯の卿は「魯人」と書くわけにゆかないから、その名を書くのである。（つまり）經に譏りがなければなくて、適當な表現がないのである。卿は伯子男と會することが出来る（僖公二十年傳文）というのは、ただ單に會しても罪がないというだけで、伯子男と平等であるという意味ではない」とある。どう考えても、卿と諸侯とが同等であるわけがないから、安井氏の批判はあたつてゐる。しかしながら、「荀偃與叔老等夷」という安井氏の代案は奇妙である。というのも、卿どうしが對等であるのは、言うまでもないことだからである。しかも、これだと、説明對象であるはずの「鄭伯」が抜け落ちてしまふ、からで

ある。そこで、もう一つの批判を見てみると、沈欽韓『春秋左氏傳補注』に「傳意以主兵者荀偃 非鄭伯 若直書叔老會晉荀偃 則是鄭伯與諸大夫等夷 無以見尊卑 故先書會鄭伯 傳云爲夷故 解經先鄭伯之義 杜預謬解」(傳の意味は、兵に主となったのは荀偃であつて、鄭伯ではないが、もし、そのとおりに「叔老會晉荀偃」と書くと、鄭伯が諸大夫と同等ということになり、尊卑をあらわすことが出来ないから、先に「會鄭伯」と書いた、ということである。(つまり)傳が「爲夷故」と言っているのは、經が鄭伯を先にしている意義を解説したものであるが、杜預は(その意義を)誤解している)とある。この代案は、杜注を逆にしたもので、卿と諸侯とは同等ではないというのだから、内容的には確かにつじつまが合う「ちなみに、先程の竹内譯は、これによつたものである」)。しかしながら、單に「爲夷故也」とだけあるものを、同等であることをさけるからである」と解するのは、「さける」という餘分な概念を補つており、言葉の讀みとして無理がある「ちなみに、この説を無斷で借用した『會箋』は「乃言不以荀偃先鄭伯 爲恐諸侯與大夫 君臣相等夷故也」と、「恐」の二字を追加して言い換えている)。そこで、最後に、もう一つの代案を見てみると、楊伯峻『春秋左傳注』に「經云叔老會鄭伯 晉荀偃衛甯殖宋人伐許 春秋爲魯史 自必以魯爲主 故先書叔老 鄭伯 爲君 荀偃固爲各軍主帥 但究屬晉臣 故列在鄭伯後 夷 平也 言如此序列 方得平也」(經に「叔老會鄭伯晉荀偃衛甯殖宋人伐許」とあるのは、『春秋』は魯の史記であり、魯を主とするのが當然だから、まづ先に「叔老」を書いているのである。(また)鄭伯は君であり、荀偃は、全軍

の主帥とはいへ、所詮、晉の臣にすぎないから、鄭伯の下に置いているのである。「夷」は平である。このようにならべれば、(順序として)平になる、という意味である)とある。この説の特徴は、「平」を、今までのように「平等」の意と解するのではなく、「平正」の意と解する點にある「ちなみに、先程の小倉譯は、これによつたものである)。今までの考察からして、これが最も優れた解釋であることはまちがいないが、正直言つて、筆者には、何とも言えない違和感が残る。果して、傳の「夷」の字はまちがっていないのか。まちがっていないとして、それは「平」なのか。「平」だとして、それは「平正」の意なのか。今は何とも言えないのだから、いずれもみな、將來の課題とせざるを得ない。

(本稿は、二〇一三年度跡見学園特別研究助成費による研究成果の一部である)